［研究ノート］

江戸周辺農村における村役人の活動と金融

―下総国葛飾郡鬼越村五兵衛の伊豆下田開発・浅草寺境内茶屋経営を中心に―

菅野洋介

はじめに

本稿は、下総国葛飾郡鬼越村五兵衛のあり方から、十八世紀末から十九世紀初頭の村役人（中間層）の性格の一端を示すものである。[1] 主な問題関心は、十八世紀後半以降、江戸周辺のエリアにおいて際立った土地集積を有さない中間層の動向にある。このような問題関心は、現状の江戸周辺における地域史研究を深化させる上では必要な課題設定と考えている。

さて、当該期における中間層研究は、近世史研究のなかでも重厚なものと理解される。それは史料群の伝来経緯を重視すれば、自ずと村落史研究の軸を担う問題と考えるためである。[2] 本稿では様々な研究史があるなかで、下総のなかでも江戸川東部で江戸より概ね五里以内のエリアを取り上げる。当地を取り上げる上で留意すべきは、十七世紀前半における武蔵・下総の国境改編や、船番所の深川から中川への移転にみられるような、江戸東郊エリアの改編である。[3]

また当該期の可変的な江戸の範囲は、近年でも江戸の「町続き」に関心が払われているように、多くの都市社会を捉える上では共通している事象とも言えよう。[4] これまでも江戸を徳川将軍の在所として、その中核性を分析する視角があるも

の[5]、それを含めつつ、江戸近郊の百姓らと武家の関係性などに注目した成果もあり、江戸周辺の地域史研究は一定の蓄積が認められる[6]。

一方、都市社会史側からの研究史も取り上げたいが、まず本稿では改めて竹内誠氏の寛政期から文化文政期の公金貸付の成果に注意しておきたい[7]。この成果をふまえ、吉田伸之氏は江戸の町会所による公金貸付について明らかにしている[8]。その後、同氏は都市社会における「重層と複合」などに注目した都市社会史研究を進展させていく[9]。本稿では、このような研究史上の推移を重視して、竹内氏・吉田氏の成果を重視し、江戸周辺農村における金融を介した社会関係を取りあげたい[10]。なお本稿では、史料的な制約があり精緻な数量分析はできないが、今後、このような数量分析が課題になると考えている。

次に冒頭で述べた本稿の事例について、池田真由美氏の成果を整理する[11]。同氏によれば、五兵衛の履歴は筆子塚の記載から、父が検見川の出身であることを述べている。また、十八世紀後半に五兵衛が伊豆石の請負や浅草寺境内への関与なども指摘される。さらに、五兵衛の晩年期には、鬼越村に居して日本橋や森下とのネットワークをもち、貸本屋をひらいていたことも明らかにしている。主に、後者の貸本活動に主眼があるため、それ以前の伊豆石・浅草への関与については「前史」として論じる傾向になる。改めて、本稿では「前史」の部分取り上げるが、五兵衛に関する次の三点について、あらかじめ確認しておきたい。

①安永期から寛政六年にかけて、江戸在住の武士や周辺の百姓に金銭貸付を実施していたこと。また未返済者が存在すること。

②寛政八年から同九年における伊豆下田の新田開発及び一山石材請負に関与したこと。

③享和二年における江戸浅草の茶屋・楊弓場、番人株への関与が明らかなこと。

以上の事象は、本稿で改めて取り上げるが、その経緯などは追認することも多い。たとえば池田氏は概して五兵衛のあ

り方を「農業に力点を置いてはいなかった五兵衛が、金融・不動産関連事業に多く携わり、多額の金銭を動かすことができたことが明らかとなった」と位置づけられている。また同氏は、五兵衛が村役人を担っていたことも述べているが、村政運営のなかでの五兵衛のあり方よりも、貸本屋五兵衛の問題に迫っている。概して、同氏は名主層の書籍購入・蔵書の社会的な意義への論証を深められている。

本稿は、同氏が明らかにされた①から③の指摘を中心とした貸本屋実施以前の「前史」の分析をふかめ、冒頭の課題に迫ることにする。

一、鬼越村の概況と五兵衛の動向について

鬼越村の概況について、先の池田氏の成果をふまえつつ紹介する。鬼越村絵図によると、同村は「判官沼」という沼が存在するように、低湿地を有する。[12] 一方、寛政三年における「津波」では、鬼越村付近まで海水の流入を想起させる。[13] 五兵衛が鬼越村に居住した時期には、「津波」被害を被っている。また鬼越村には木下道が通貫し、「田尻道」と呼称される道筋が行徳側の田尻村とつながっている。

享和三年の鬼越村明細帳では、五穀以外に瓜・茄子などが行徳より船で本所に輸送され売買されている。同史料では、年貢米の津出では、市川河岸から浅草御蔵に輸送されることになる。水運を通じた江戸との繋がりは容易に確認できる。

一方、五兵衛は、天明六年以降、名主などの村役人を明治期まで継続している。[14] 持高は文政九年時点で二石九斗余り、天保十五年で五石二升余りと増加するものの、さほど高持百姓とも評せない。本稿で中心の対象とする時期（寛政から文化期）は、概ね三石未満と予想されるが、寛政十二年には、「触次役」としての五兵衛が確認できる。

寛政十二年には、市川村の名主次郎左衛門を中心に触次役のあり方をめぐって一札をかわしている。[15] 五兵衛は、鬼越村

内の幕領側の名主として名前を連ねている。触次役については、「領々村々より年々給銀請取之、就中御料所村々者、右由身を以御廻米納方も為致置候之間、一入勘弁之取計方可有之処」とあるように、関係の村々より給銀を受け取り、幕領では廻米の上納を実施し、そのため「一入之勘弁」がある旨が記されている。同史料では、続けて触次の村が触下の村に対し「不実之取計」を問題視している。それ以来、不誠実な対処が触次役にあったら、該当の村より廻状をまわすことを述べている。なお寛政九年には、田安家の鷹狩が実施され、その議定書の写しが存在するが、そこへは五兵衛は記されていない。今後、下総側における御三卿鷹場への分析が重要になっているとみられる。(16)

また、五兵衛のあり方で注意したいのは、同家の史料群の性格である。既に五兵衛の父が検見川より移転してきたことを述べたが、このような状況を考えれば、五兵衛家に伝来する、十七世紀段階の史料は村内において伝来してきたものか、五兵衛の時代に写されたか、留意すべきである。たとえば寛政六年の「寛政鹿狩仕形一件」という史料が「松沢五兵衛」の写しで伝来している。鹿狩に五兵衛が、どの程度主導性を発揮したかは判然としないものの、検見川から転居する以前の村政運営や地域運営に関心を示す人物であったことになる。(17)

以上のような五兵衛の性格を確認しつつ、下田の伊豆石や浅草寺境内への関与について取り上げてみたい。

二、伊豆石の開発請負と領主の対処

まず伊豆下田への五兵衛の関与から述べていく。この問題については、池田氏の整理によると、二つの事象にわけることができる。①寛政八年から同九年の下田の新田開発への関与、②同年の下田敷根山の一山石材請負問題、二つに共通するのは五兵衛が下田側と人的繋がりを有していたことである。

まずは便宜上、①の下田開発の問題からみていくが、背景には下田側の開発意向があり、そこへ五兵衛が関与すること

になる。次の史料一は、寛政八年正月に下田町の忠兵衛らと五兵衛との間に作成された議定書である。主な内容は、①道中往還の駕籠は勿論のこと、「遊山」がましいことをせず、金銭の使用には評議すべきこと、②一件に関わる入用での主要な案件は請取書を書き、金壱銭でもそれぞれ手帳に記すことなど、③それぞれに印形をとり金銀の問題に対処すること、以上のように五兵衛が下田町の忠兵衛らと金銭関係を中心に比較的細かく「議定」をかわしていた。

【史料一】

為取替議定書之事

一、道中往還馬駕籠者勿論、惣而遊山ヶ間敷儀、決而仕間敷候、万々一差掛り病気之儀格別無跡形金銀遣候儀者一同評議之上取計可申候

一、一件ニ抱候入用重立候儀者請取書取之、其外縦金壱銭たりとも銘々手帳ニ記置、立会之上諸勘定仕、決而一存我儘成義者取用不申候、如何様之族万一有之候ハヽ、其砌相背候共一言之違乱申間敷候

一、銘々印鑑為取替金銀遣取者勿論、重立候儀者何ニても印形無之決而取用申間敷候

右箇条之趣一同承知仕候、依而連印如件

寛政八辰正月

伊豆国加茂郡下田町　忠兵衛㊞

同　伝右衛門㊞

同　佐七　㊞

下総国葛飾郡鬼越村

五兵衛殿

また同年同月の「議定」では、一日に雑用小遣などを銀三匁五分づつ、伊豆から江戸までの交通費などが記されている。[18] 下田側の忠兵衛と五兵衛は、一定の関係構築の上で開発を進めようとしたこともうかがえる。さらに下田側では、次のように「当町内湊附寄地御新田開発願之儀、遠国手遠之儀故、我々より御願難申上」と示し、江戸と「遠国故」に五兵衛の関与を重視している。[19] 江戸近郊に居住した五兵衛は、下田側と江川代官の間に入り、下田側の開発に関与しようとしていたことになる。但し、次の事例にあるように実際に請負が遂行されたかは判然としない。

次に②の下田敷根山の事例を取り上げる。史料二は、忠兵衛らと五兵衛との間でかわされた下田の敷根山一件に関する一札である。傍線部では、これまで忠兵衛らは「仲間」にて諸入用などへ対処してきたが、去冬に「御入札」になり、下田町の佐次右衛門が「落札」している。しかし、今回、五兵衛の「存寄」により「せり増」となり、結局、敷根山については五兵衛が関与することになった経緯が示されている。

【史料二】

一札之事

一、当地敷根山一件之儀、我等共是迄内仲間ニて願中諸入用等割合ニ仕来候処、去冬御入札ニ相成、当町佐次右衛門方江落札仕候ニ付、願中諸入用相互ニ無出入諸勘定相済申候、然ル処此度貴殿存寄を以、せり増御願差出被成候ニ付、是迄之通内仲間ニ可相成哉旨御沙汰御沙汰被下候へ共、御運上高金ニ御座候へ者、此上せり増之望毛頭無御坐候、依而ハ右山貴殿御手ニ入候共、我等共決而差構無御座候、為後日一札依而如件

寛政九巳年三月

当町　忠兵衛㊞
同　伝右衛門㊞

鬼越村
松沢五兵衛殿

この五兵衛の請負経緯については、次頁の第一表を参照しつつ確認してみたい。[20] 第一表は、「弐番　敷根山御入札請負一件」と記載された願書写の内容一覧である。表紙には、「下田内湊武之浜間戸ケ浜へ中島起返新開願より引続」などともある。本史料の特徴は願書（乍恐以書付奉願上候など）と願書の間の行間に五兵衛の「メモ」がふされていることである。つまり、願書などの作成経緯や領主側との対応の経緯が、いわば「メモ」の記載内容でうかがえる。本稿では、この点に注目して第一表を作成した。

第一表№1は、本史料の冒頭に領主側との経緯（メモ部分）が記されているため、願書の記載はない。領主側との対応では五兵衛が三月六日に韮山に到着した旨などがうかがえる。江川代官などとの浦賀での「吟味」後、一三日に「破断」となったことが判明する。

そして、二点の願書（五兵衛から江川代官所宛）が記載されているが、これが第一表№2の箇所になる。一部引用すると、次のように五兵衛は「私儀去辰十二月中、当御代官処当国賀茂郡本郷山青石白石御請負御入札仕候処、三番札ニ罷成り心外至極奉存候」と示し、本郷山の青石と白石の請負入札を行ったが「三番札」になったというものである。さらに同史料では、「増永」を願い出て、領主側から「落札金高へ金子弐拾両永五百文相増」の指示があり請負となった経緯が記されている。もう一方の「願書」では、下田側が「遠路」であり、江戸役所で対処することが示されている。その後、№2の「メモ」部分では、二通の願書の掛りが中村多五郎であることなどが記されている。このように五兵衛は、伊豆石

の請負入札に参画しようとしたが、当初「三番札」となり、その後、「増永」で入札請負を試みた経緯がうかがえる。

次に、第一表№3にあるように、その後の経緯が記されている。たとえば「増金」をあわせ、合計金額が「四百六拾三両三分」などと記され、「申上書」の提出後に「帰村」している（№3）。続けて、次の「願書」（№4）では、「弐番札」の「本郷村平兵衛」と「落札人」の「下田町佐次右衛門」らに対して、五兵衛は「右両人之者共如何相増候哉」と疑念を示し、最終的に五兵衛への「落札」を願い出ている（№4）。なお、元〆の森田氏に届けていることがわかる。

その後、再度、四百五拾両余を「上納」することで請負を願っている（№5）。しかし、病気のための「延日」を五月晦日に願い出ているが、六月二日までに「証人」などの書き上げの提出を指示されている（№6）。さらに、明四日までに「運上金上納」が示され、その「願書」は二日に差上げたという

第１表、敷根山入札一件及び領主対応一覧（寛政９年）

№.	史料表題(主な内容)	差出人→宛名人	数量	月日	主な領主側との対応(メモ部分)
1	なし	なし	なし	3月6日～4月13日	3月6日韮山着、8日着の届書提出する。江川太郎左衛門・飯田随平などが浦賀で吟味する。29日より三島宿丸屋甚兵衛・江間村名主清次郎の扱いとなるが破断となる。さらに4月より金谷村弥右衛門、韮山茂右衛門が扱うが、13日破断となる。
2	①乍恐以書付奉申上候（三番札請負など） ②乍恐以書付奉申上候（本郷山入札請負など）	①五兵衛→江川太郎左衛門御役所 ②五兵衛→江川太郎左衛門豆州御役所	2点	4月15日	2通の願書の掛りは中村多五郎となる。請負の年季などについては№3の史料内容となる。
3	乍恐以書付申上候（入札請負増金や年季七年など）	五兵衛→江川太郎左衛門豆州御役所	1点	4月16日	申上書を提出後、帰村する。請負の金額が大金になるため準備の旨が指示される。
4	乍恐以書付願書候（落札請負願いなど）	五兵衛→江川太郎左衛門御役所	1点	4月24日	№4の書付を差し上げる。願書の掛の元〆森田永四郎に届ける。
5	乍恐以書付奉申上書（請負再願いなど）	五兵衛→江川太郎左衛門御役所	1点	5月晦日	№5の申上書の御掛りは平戸久吉とある。
6	乍恐以書付奉願上候（請負の延日願いなど）	五兵衛→江川太郎左衛門御役所	1点	同上	№6の願書の御掛り平戸久吉とある。6月2日まで証人などの名前書き上げを命じられる。
7	乍恐以書付奉願書候（請負の実施など）	五兵衛→江川太郎左衛門御役所	1点	6月2日	№7の願書は6月2日に差し上げたとし、御掛りは平戸久吉とある。
8	乍恐以書付奉申上候（請負の証人名前書上げなど）	五兵衛→江川太郎左衛門御役所	1点	6月2日	同上。
9	乍恐以書付奉願上候（途中省略分）	なし	1点	記載なし	記載なし。
10	①乍恐以書付奉願書候（入札請負難につき） ②乍恐以書付奉申上候（入札請負断念につき）	①②ともに五兵衛→江川太郎左衛門御役所	2点	6月4日	2通の書付を差上げる。白洲取り扱いとなる。

「弐番　敷根山御入札請負一件」より作成。

（№7）。

ここで、ようやく証人二名が確認される（№8）。内藤新宿の源左衛門、葛飾郡本郷村の名主与右衛門が掲げられ、「右両人之者共、私親類ニ而慥成者ニ御座候間」とある。その後、史料では途中で筆がとまり（№9）、改めて二点の史料が記載されている（№10）。

最終的な経緯を確認すると、「今般高金ニ相成」などの理由から「御請難相成」と請負の断念を示す。また、「当時石相場等格別下直ニ罷成」などともあり、改めて請負の断念が判明する。そして、史料巻末に「御掛り御役人平戸久七郎様、壱本継書形印形白洲御取被成候」と記された史料で終了している（№10）。以上、ここまでの経緯を整理すると、結果的に五兵衛は伊豆石の請負断念に終わるが、当初「三番札」になりながらも、請負への関与を進めていた。また二名の証人も書き上げており、請負落札に積極的に関与しようとしていたことが判明する。

そして、二つの事象ともに江川代官が関わったものであった。五兵衛は、鬼越村の村役人でありつつも、代官との社会関係を介して、伊豆下田開発への関与を志向していたことになる。一方、下田側からみれば、当初、請負の実施を試みており（第一表№4）、その後に五兵衛の請負参画を認めた。下田側の事情については今後の課題とするが、いかにして五兵衛が請負遂行を試みたか、その背景にも注目がおよぶ。この点は後述するが、本事例は当時の入札方法を探る上でも興味深い事象と言えるだろう。[21] 次に下田から浅草へ五兵衛の活動をうつして検討を加える。

三、浅草周辺における茶屋の経営関与と五兵衛

（一）浅草寺境内の茶屋・楊弓場と五兵衛

ここでは享和二年以降の五兵衛の浅草周辺の関与について取り上げたい。この内容については、既に史料を翻刻してい

るので、一部史料を引用しつつ要点のみを述べていく。[22]

享和二年六月十八日、浅草駒形町の新兵衛倅の徳次郎は、浅草寺奥山千本桜の菜飯茶屋に関する建屋及び道具を代金二十両で買い取っている。この後見人が五兵衛にあたる。また「徳次郎幼年」のため五兵衛が証人となり、奥山菜茶屋の「地面」貸出を実施しない内容の一札を代官ともかわしている。なお、この徳次郎は後述するが、新兵衛の倅にあたる。一方、相手方の長蔵らも「奥山菜飯茶屋壱ヶ所」の「地面差上」について代官と一札をかわしている。

さらに、浅草寺奥山千本桜の楊弓場壱ヶ所についても、浅草三間町の大仏横町長門店の権助らが五兵衛宛に売渡証文を作成している。この他、五兵衛は楊弓場で使用する品目についても一札をかわすなど、五兵衛が浅草寺境内の千本桜で茶飯茶屋や楊弓場の権利を得ていることが判明する。概して、五兵衛が、浅草寺境内における茶屋の諸権利を請負う状況が判明する。

なお本例について、吉田伸之氏も取り上げている。[23]同氏は、「鬼越村の有力者が観音境内の楊弓見世・菜飯茶屋の経営権を手中にし、おそらくは菜飯茶屋の方も借受人に経営を委ね、これら双方から賃貸料を得ることになったと推定できる」と述べられ、経営権所有者は江戸以外にも分布すると指摘されている。同氏が浅草寺のあり方から取り上げた重要な指摘だが、本稿では五兵衛が浅草寺に関与する背景にも注意したい。

（二）番人株の請負をめぐって

次に、これ以外の浅草における五兵衛の活動を取り上げる。次の史料二は、表紙に「享和二年戌年七月日　番人株譲請一件」と記されたもので、五兵衛が番人株を譲請け、それに伴って生じた一件を書き留めたものである。ここでは一部であるが、冒頭の史料二点を掲げる。

【史料三の①】

譲渡申証文之事

一、浅草駒形町番人我等五郎左衛門両人ニ而相勤来り候処、今度勝手ニ付金拾弐両ニ貴殿方より請取之譲渡申所実正也、然ル上者五郎左衛門相役壱人貴殿方ニ而御勤可被成、右ニ付脇より少茂差障り申者決而無御座候、万一六ヶ敷申者御座候ハヽ、加判之者共何方迄茂罷出、急度埒明貴殿へ少茂御苦労相掛ヶ申間敷候、為後日証文一札仍而如件

享和二戌年七月

浅草駒形町

番人　　権兵衛

譲主

相役　　五郎左衛門

五兵衛殿

【史料三の②】

譲渡申番人証文之事

一、新橋二葉町番人我等相勤来り候処、此度勝手ニ付貴殿方江譲渡申所実正也、則為足留メ金九両弐分慥受取申候、然上者横合より差障候者決而無御座候、万一違乱申者有之、加判之者罷出急度埒明貴殿へ少茂御苦労相掛ヶ申間敷候、為後日証文一札仍而如件

享和二戌年六月十二日

新橋二葉町

譲主　門助
相役　仁助
浅草八軒町
川島屋
新兵衛
同所
五兵衛

右譲り受取
門助殿

史料三の①は、駒形町の権兵衛及び五郎左衛門から五兵衛が金十二両で「番人株」を譲りうけたことを示す。史料三の②は、新橋二葉町の門助、仁助から浅草八軒町の五兵衛と同所川島屋新兵衛が金九両で「番人」の権利を受け取ったことを示す。これらの史料から五兵衛が浅草寺境内ばかりでなく、その周辺の「番人株」の権利を有していたことになる。一方で、史料三の②では五兵衛が浅草八軒町を拠点としつつ、新橋二葉町の権利を受けている。

本史料は、史料三の②に続いて、五兵衛と新兵衛の関係を示す一札や願書などが書き留められている。たとえば、新兵衛に対して五兵衛は「私義貴殿家内賄支配仕居り候節、株式御求被成候ニ付請証文取置申候」とあり、何らかの契機で新兵衛の「家内賄支配」に関与することになり、「株式」の請証文に関係したという。また、五兵衛とともに鬼越村の権次郎も関係を有している。さらに、新兵衛の妻にあたる「お八重」の兄の無宿、孫市のことで対応が複雑化するなど、五兵衛が新兵衛の「家」の問題に深く関与していることが判明する（後述）。

以上、五兵衛が浅草寺境内や番人株をも有しつつ、浅草を拠点として新橋などに関係を有していたことになる。江戸周辺農村の中間層の一例として注意されよう。また、新兵衛の「家」内部にも関わる形で複雑な社会関係を構築していた。次に、このような五兵衛のあり方が浅草周辺に関与できる背景を考えてみたい。

（三）浅草八軒町川島屋新兵衛と五兵衛について

ここでは五兵衛の浅草周辺への関与の背景について取り上げる。ただし、この問題については既に史料が紹介されているため、その史料内容と本稿の内容をあわせて分析をふかめる。[24]

【史料四】

〈前略〉

為取替申済口証文之事

竹垣三右衛門御代官所下総国葛飾郡鬼越村名主五兵衛方より浅草観音境内円崇院寺内佐七店新兵衛①へ相掛り候株式欺き取幷日雇賃銀相渡し不申候出入、内済仕候趣意左々之通ニ御座候

一、訴訟人五兵衛申立候者、八ヶ年已前寛政七卯年正月貸附候金子追々返済請取残り金百弐拾両ニ相成候所②、今般金五拾六両三分株式ニ而請取候ヲ相欺相渡し不申旨其外品々証拠候申立③、且新兵衛方ニ而者右残金百弐拾両相済候砌証文紛失いたし五兵衛方より端書手形請取所持致候得者共此節紛失仕相見へ不申、乍併利金者相滞り候ニ相違も無之、株式之義者新兵衛隠居仕度意存ニ有之、倅徳次郎幼年之儀故、五兵衛名前ヲ以買請候与申立申争罷在候ニ付、扱人立入熟談内済仕趣意左ニ

右出入扱人立入双方得与相糺候所、前書金百弐拾両之義者御触茂有上、株式之義者難取調金弐拾七両新兵衛方より五兵

衛方へ指出し一件諸書物反古ニいたし④、其外双方憤之義者扱人貫請至極和融仕候、已来双方共再論仕間敷、為後証為取替申済口証文一札仍而如件

享和二戌年極月十一日

竹垣三右衛門御代官所
下総国葛飾郡鬼越村
名主　五兵衛

訴訟人
相手
取扱人

前略部分には、五兵衛と新兵衛連名の「相渡申金子証文之事」が写れている。そして、史料四の冒頭の傍線部①では、新兵衛は浅草寺境内の円崇院境内佐七店に関わっていた人物であることがうかがえる。そして「株式」や「日雇」などの問題で五兵衛と新兵衛の間で軋轢が生じていた。傍線部②では、八年以前の寛政七年時点で問題が生じていたことが判明する。五兵衛によれば、「正月貸附」を実施しており、追々返済金を受け取り、残りが金百二拾両であるという。当然ながら貸附の相手は新兵衛となり、ここから五兵衛が新兵衛と関係を構築していたことになる。

この寛政七年の年次に改めて注目すると、五兵衛は先述した下田の開発請負に関与していた時期にあたる。五兵衛は、寛政七年の時点で金銭貸付及び石材請負という二つの事象に関与していたことが考えられ、資金運用などは判然としないが、寛政七年当時、金融を基礎とした請負を試みていたことが浮かび上がる。この寛政七年の内容は五兵衛のあり方を捉える上で重要である。

また傍線部③の五兵衛の主張によれば、金五六両余りを「株式」で受け取ろうとしていたが、賃金などを渡さず、その

内容の証拠などを進言しているという。

一方、史料中では新兵衛が関係の証文を紛失したが、利子の支払いが滞っており、新兵衛は「隠居」することで事態に対処する経緯がうかがえる。結局、金百弐拾両については「御触」があり、株式については取り調べが難しく、金二十七両を新兵衛から五兵衛へ差し出した一件の書物は反故としたという。

この内済の前提には、五兵衛が火付盗賊改めに召捕られる旨の史料も伝来している。但し、村内の百姓らから「同人儀名主役も相勤至而実体者ニ而平生盗悪事等仕候者ニハ無御座候処」とあるように、鬼越村内部での一定の信頼性がうかがえる。[25] この点は当該期の鬼越村内での五兵衛をとらえる上で重視したい。また五兵衛自身は、「新兵衛儀、太物商売仕罷在候砌、私懇意ニ付商売体之手伝等致遣し候儀ハ有之候得共」とあるように、新兵衛の商売の太物商売の「手伝」をしていた旨も示しており、「御赦免」を代官に届けている。[26] 翌享和三年、五兵衛は鬼越村の「高」の取り調べに名主として対処している。[27] 五兵衛は村落内において一定の信頼される立場を有し、村役人としての「役」を担いつつ、浅草寺境内などへ経営参画しようとしていたことがうかがえる（後述）。

以上、ここまでを整理すると、寛政七年以降、史料四にあるように五兵衛は金銭貸付を実施し、下田や浅草への関与を試みていたことが判明する。特に、浅草寺境内の問題を考えてみると、五兵衛の金銭貸付が背景に存在したことになる。このような金融時事情を背景として、江戸周辺の村役人層（五兵衛）が千本桜の菜茶飯屋などの権利を請け負うことになっている。金融を介した請負への関与が、新たな矛盾を引き起こす背景になっていたことが指摘できよう。

むすびに

最後に本稿の内容を整理し、課題などを述べむすびとしたい。本稿で指摘した点は以下である。

①五兵衛は、名主と触次役を兼ねていた時期がある一方で、目立った土地集積がなかった。その他、村方文書を写すなどの行為もうかがえ、地域認識への関心もみられ、当該期の村役人の資質を有していた。

②下田の新田開発における代官と下田側との間に入り、入札において「せり増」を実施し、請負を試みたが、結局、請負は遂行されなかった。但し、下田側が江戸から遠隔地であるとの理由から、五兵衛の関与をうながす状況もうかがえた。江戸近郊に有した人物の代官（武家層）との社会関係を捉える場合、留意しておきたい。

③浅草寺境内における権利請負が認められたが、これは既に寛政七年時点の金銭貸付が関係していた。浅草・下田ともに金融を基礎とした社会関係の構築が判明し、五兵衛の立場として注目できた。

以上を整理すると、五兵衛は村役人として村内の主導層に位置しながら、②のような遠隔地の請負業へ関与することを試みていた。同様に金銭貸付を軸としつつ、③の浅草寺境内への関与がうかがえた。これは江戸近郊に鬼越村が立地するという地縁性、当該期の金融に規定された社会関係として注目すべきではなかろうか。

ところで、既に池田真由美氏は、五兵衛の諸事業を取り上げ、それが村内での事業に関わらせた旨も述べている。[28] しかし、そのような性格を有したことは想定できるが、現状では過大に評価できない。この点は実証性が求められる点であろう。史料群を俯瞰すると、本稿で取り上げた時期の五兵衛は村役人を担う立場でありつつも、むしろ請負業を遂行していくことで、村内から信頼をえていた状況が確認できる。とくに、本稿では寛政七年時点で金銭貸付および石材請負への関与を行ったことを重視したい（史料4）。なお、池田氏が注目した書籍とのあり方については、稿を改める。そして、冒頭の課題にこたえるとすれば、金融を介して江戸や遠隔地に関与するという立場を有しつつ、村政運営に関与する中間層の姿がみてとれる。また、金銭貸付を介した社会関係が、江戸（本稿では浅草・新橋）の都市社会を存立させる背景の一つになっていたことも判明する。

これ以外にも、同史料群には江戸に関係する事例や下野の「姿川」に関する史料が写しとして伝来している。[29] 本稿の内

容を再度、位置づけなおす作業が今後の課題となるが、あわせて池田氏が明らかにした貸本屋の問題を鬼越村周辺とのあり方も追及すべきである。また、これらの活動が、本稿でみてきたように莫大な金銭を介したものか、あるいは農間余業の延長としての貸本屋活動なのか、その性格を見極めることも重要であろう。

最後に次のような江戸周辺の地帯性にも言及しておきたい。たとえば相模であれば「西からの備え」を重視した上で歴史的事象を把握しようとする試みがある。[30] 仮に課題を設定すれば、「西からの備え」である相模、「将軍在所」の武蔵、果たして、本稿の対象である下総はどのように捉えるべきだろうか。下総を分析対象とした場合、相模や武蔵と同質的にあつかってよい事象か、あるいは分化して捉えるべき事象か、その差緯に注意を払うべきではなかろうか。[31] 今後、本稿で述べた江戸周辺農村の金融を介した社会関係の解明と下総自体の地帯性に留意した地域史像の解明を課題としたい。

註

（1）本稿全体に関連する成果として、以下を参照した。藤田覚『泰平のしくみ　江戸の行政と社会』（岩波書店、二〇一二年）。主に江戸近郊の中間層の入札請負や金融などを取り上げる。

（2）中間層研究については、渡邊尚志氏の一連の成果を参照した。同『東西豪農の明治維新』（塙書房、二〇〇九年）。また一部関係の研究史については以下に述べたことがある。拙稿「近世中後期における下総行徳の地域形成と中間層」（『平成二九年度　市立市川歴史博物館館報』、二〇一九年）。なお江戸周辺における中間支配機構の問題については課題とされることが多いが、筆者は改めて百姓一揆が比較的みられないことに象徴されるように、社会矛盾が表出しにくい歴史的環境を問い直したいと考えている。また、近年の村落史研究では、山本英二氏の次のコメント（「村落史研究の総合化」）も念頭においている。同「村の身分と由緒」（『村の身分と由緒』、吉川弘文館、二〇一〇年）二一七頁。

（3）『江東区史　上巻』（江東区、一九九七年）四五三～四五七頁参照。このほか、行徳船成立の意義も問い直すべき重要な事象になろう。拙稿「行徳の新河岸と製塩」（『隅田川をめぐる文化と産業』、たばこと塩の博物館、二〇一六年）。

（4）大石学監修『江戸周辺の社会史～「江戸町続」論のこころみ～』（名著出版、二〇一八年）七～二二頁で研究史整理や課題設定がなされている。また鷹場は江戸城外堀から五里四方の範囲とするが鉄砲改めの研究にも関係し、農村の生業のあり方を規定することを指摘した武井弘一氏の成果も重要である。同「家綱政権の関八州鉄砲改め」（『日本歴史』六九〇、二〇〇五年）。このほか、文政元年、江戸の範囲と関連し「朱引」がなされ、江戸の範囲が自覚される。なお、朱引をエリアとし、酒井抱一の行動が位置づけられている言及もある。玉蟲敏子『日本史リブレット五四　酒井抱一』（山川出版社、二〇一八年）。この他、朱引とあわせて墨引の範囲にも課題設定ができよう。

（5）大石学『近世日本の統治と改革』（吉川弘文館、二〇一三年）。この大石氏の成果をうけて、筆者は書評をおこなっている（『関東近世史研究』七七、二〇一五年）。

（6）中野達哉『江戸の武家社会と百姓・町人』（岩田書院、二〇一四年）。元来、首都の用語使用についての批判が多い中で、同氏は大石氏と違い首府を使用していることに注意したい。

（7）竹内誠『寛政改革の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）。主に本稿では三六八頁から四二二頁を参照した。

（8）吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』（東京大学出版会、一九九一年）。吉田伸之編『シリーズ三都　江戸巻』（東京大学出版会、二〇一九年）。このうち下田桃子氏による増上寺の金銭貸付の貴重な分析があるが、本稿では江戸とその近郊を視角にいれた金銭貸付のあり方に注目する。同「増上寺の寺院社会と武家・民衆」（『同書』所収、山川出版社、二〇一九年）。他に拙稿「近世中後期における日蓮宗寺院の展開と武家・在地社会」（『市立市川歴史博物館館報』、二〇一六年）。

（9）この他、金融については以下を参照した。大口勇次郎「幕府公金の貸付について」（『日本歴史体系一一　幕藩体制の展開と動揺（下）』（山川出版社、一九九六年）一八頁。また、高槻泰郎などによる研究史整理も参照した。同「寛政十二年大坂御用金に関する一考察」（『史林』六〇、二〇一九年）。同氏によれば主な課題として、何故に当該期以降、公金貸付が拡大したかなどに言及している。仲田正之『近世後期代官江川氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇五年）、若山太良「江戸町会所の運営と勘定所御用達の役割」（『近世の権力と商人』、山川出版社、二〇一五年）。

（10）畿内周辺の成果となるが、金融を介した社会関係のあり方について参照した。福澤徹三『一九世紀の豪農・名望家と地域社会』（思文閣、二〇一二年）、萬代悠「近世畿内の金融仲立人」（『日本歴史』八六三、二〇二〇年）。

（11）池田真由美「『書物有物帳』に見る江戸近郊名主層の動向」（『関東近世史研究』五一、二〇〇二年）。高橋伸拓「下総国葛飾郡鬼

越村安兵衛一件」（『市史研究いちかわ』四、二〇一三年）。酒造をめぐって、弟の安兵衛が金銭を滞ったことにより生じた一件が紹介されている。貸本屋の問題については、「台帳」が伝来していないことを課題との指摘がある。「森安彦・北原糸子コメント」（『関東近世史研究』五一、二〇〇二年）八四頁参照。池田氏の成果は松沢家文書を分析したものであり、本稿でも断りのない限り同家史料を使用する。

（12）『絵図からみたいちかわ』（市川市、二〇一二年）九頁。判官沼の存在は、小栗判官伝説を物語るものであろうが、行徳の笹谷伝説には、「千田判官」が登場する。また笹谷伝承では、比較的行徳側と関連した一つのストーリを構成している。地域認識を捉える上で注意すべき伝承である。

（13）拙稿「市川市の近世文書③～八幡を中心に～」（『市史研究いちかわ』七、二〇一六年）一八頁、他に以下の成果を参照した。拙稿「市川の近世文書⑤～災害史料の紹介を中心に～」（『市史研究いちかわ』一〇、二〇一九年）、拙稿「近世における災害と地域社会～水害を中心に～」（『市史研究いちかわ』九、二〇一八年）。

（14）註（10）池田論文参照。

（15）『市川市史　第六巻上』（市川市、一九七二年）一八一頁。

（16）『新稿　一橋徳川家記』（続群書類従完成会、一九八三年）。たとえば宝暦七年七月二十二日には、「行徳領一橋鷹場之由」などとみえ、江戸東郊の鷹場は寛政の鹿狩とともに注目される。この点は稿を改めたい。

（17）村役人の資質については、以下を参照した。小酒井大吾「村役人」（『近世人の事典』、東京堂出版、二〇一三年）一〇三頁。

（18）松沢家文書。

（19）拙稿「市川市の近世文書④」（『市史研究いちかわ』八、二〇一七年）。また註（11）で池田氏も同様の指摘をしている。五兵衛の石材請負が下総側の石材供給地がみられないことを一つの背景と指摘している。下総側の状況は妥当な指摘だが、その背景が五兵衛を石材請負にむかわせたかの論証はない。仮に論証できると、五兵衛の位置づけは新たに試みる必要があろう。この他、当地の石工のあり方については以下の成果がある。小泉みちこ「市川の石造物に現れた石工たち」（『平成二〇年度市川歴史博物館館報』、二〇〇八年）。

（20）拙稿「市川の近世文書④」（『市史研究いちかわ』八、二〇一七年）十五～十九頁、全文を翻刻しているので参照されたい。なお、同家の史料群のなかには、天明六年十一月年次の内容にあたる「豆州加茂郡下田内湊武之濱浪除御普請所仕来控」が伝来しており、

寛政以前から下田内湊へ関心を有していたことをうかがわせる。

（21）註（1）、藤田覚「近世の請負入札について」（『東京大学日本史研究室紀要別冊　近世政治史論叢』、二〇一〇年）。

（22）拙稿「市川の近世文書④」（『市史研究いちかわ』八、二〇一七年）十二頁。

（23）同『都市　江戸に生きる』（岩波書店、二〇一五年）一三九～一四四頁。新書であるが、本稿の事例と重なるので、ここで掲げる。また浅草寺境内絵図には、本堂裏手側に楊弓場などが記されている。同『成熟する江戸』（講談社学術文庫、二〇〇九年）二一七頁など参照。茶屋や楊弓などの店が多いことが確認できる。このほか、浅草寺をめぐっては吉田氏の一連の成果が重要になるが、浅草寺を取りまく社会状況の分析は、今後も「浅草寺日記」の豊富な記事内容を基礎として、様々な分析を試みることが可能と考えている。この点は稿を改めて検討する。

（24）『市川市史　第六巻上』（市川市、一九七二年）二八二～二八三頁。なお、一部文書の誤植などを訂正した。

（25）『市川市史　第六巻上』（市川市、一九七二年）二八一頁～二八二頁。

（26）『市川市史　第六巻上』（市川市、一九七二年）二八一頁。

（27）『市川市史　第六巻上』（市川市、一九七二年）二八四頁。

（28）註（11）参照。

（29）『図説市川の歴史　第二版』（市川市、二〇一五年）一七四頁。寛文期の「定助郷」の写しが掲載されているが、どのように同家へ文書が伝来してきたのかなど解明すべき課題がある。

（30）斎藤司「一六世紀末から一七世紀における相武の地域性について」（『地方史研究』六八巻第五号、二〇一八年）。

（31）藤田覚氏や笠真由美氏の指摘を参照しておきたい。藤田氏によれば天保改革に伴う印旛沼開発が、当該期の江戸湾防備、特に東北からの流通の重要性を指摘する。当時の幕閣の認識から論証された見解であるが、地域史レベルでも意識すべき事象であろう。また、笠氏は本多藩領にみられる「在京賄領」としての性格を指摘されている。藤田覚「近代の胎動」（『日本の時代史一七　近代の胎動』（吉川弘文館、二〇〇三年）八二頁など参照。笠真由美「江戸城最寄一円における上知令～駿河国田中藩本多氏下総領を事例に～」（『近世首都論～都市江戸の機能と性格～』（岩田書院、二〇一三年）。